

児童養護施設等 退所児童アフターケア

独立行政法人福祉医療機構（WAM）が行う社会福祉振興助成事業（WAM 助成）は、国庫補助金を財源とし、高齢者・障害者などが地域のつながりのなかで自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう、NPO やボランティア団体などが行う民間の創意工夫ある活動などに対し、助成を行っています。

今号では、WAM 助成を活用した一般社団法人ヤング・アシストの取り組みを紹介します。

施設を退所した子どものアフターケアに取り組む

親から受けた虐待などにより児童養護施設や自立援助ホーム等に入所した子どもたちは、退所後の身寄りもなく、社会経験が乏しいことや低学歴を理由に正規雇用につながりにくいなど経済的に困窮するとともに、幼少期に受けた虐待が思春期にトラウマとして精神障害を引き起こすなど、自らの力だけで社会生活を送ることにさまざまな困難を抱えている。

児童養護施設には在所

中の子どもの養育だけでなく、退所後の子どもの支援をする役割があるものの、職員の人材不足や多忙な業務に追われるなか、アフターケアは十分とはいえず、行政・民間を含め、退所後の子どもたちの支援資源が不足していることが課題となっている。

このような状況のなか、群馬県前橋市にある一般社団法人ヤング・アシストは、児童養護施設等を退所した子どもの支援を目的に、平成26年8月に設立（任意団体）、翌年2月に一般社団法人格を取得している。

主な活動として、児童養護施設や自立援助ホームを退所した子どもを対象とした「ひだまりサロン」を開設し、安心して過ごすことのできる居場所を提供するとともに、生活や就労などのさまざまな相談に対応している。現在、サロンには30人を超える登録があり、帰るところがなくなってしまう人が、同法人理事長が賃借しているアパートに一時的に

◆団体概要

〒371-0021
群馬県前橋市住吉町2-8-9 1F
TEL: 027-289-3771
FAX: 027-289-3772
URL: <http://youngassist.com/>
設立: 平成26年8月
理事長: 佐藤 昌明

● 助成実績 ●

○平成27年度

「児童養護施設等退所児童アフターケア事業」

（助成額：541万5千円）

事業概要：児童養護施設等を退所した子どもたちは、社会経験が乏しく身近に頼れる人がいないため、当事者の力だけで生活していくことに大きな困難が生じている現状がある。このような当事者の状況を理解したスタッフを配置したサロンを運営し、相談できる居場所をつくるとともに、自立した生活に導くために多方面からサポートを行う事業

入居し、サロンスタッフにアドバイスを受けるながら生活再建を進める場合もあるという。「ひだまりサロン」を開設した経緯について、理事長の佐藤昌明氏は次のように語る。「開設前は自立援助ホームの施設長を務めていたのですが、自立援助ホームに限らず児童福祉施設を退所した後の子どもたちは、身近に頼れる人がいませんし、保証人がいないため、住まいを借りることにハードルがあります。仕事を始めるにも学歴が低いことから正規雇用されることは難しく、仕事の選択肢も少ないため、男性でいえば肉体労働、女性の場合は性産業で働かざるを得ないケースも少なくありません。それでも仕事を続けられる人はよいのですが、そこに精神疾患や軽度





「ひだまりサロン」は、児童養護施設等を退所した子どもが安心して過ごせる場所を提供するとともに、来所・電話による相談に対応

の発達障害があると、一人で生活していくのは不可能に近いものがあります。このような現状を目の当たりにし、しっかりとサポートしていく必要性を感じたのですが、県内には行政・民間を含め、退所した子どものアフターケアを行う支援機関が一つもなかったことも立ち上げるきっかけになりました。また、平成27年からサロンの利用者に対し、訪問支援や同行支援などを行うことで、自立に向け

たサポートの強化に取り組んでいます」（以下、「」内の発言は佐藤理事長の説明）。

WAM助成を活用し サロン活動を通じた支援を強化

この退所後の子どもの自立に向けた取り組みは、平成27年度のWAM助成を活用し、「児童養護施設等退所児童アフターケア事業」として実施した。

同事業は、「ひだまりサロン」の活動をベースに児童養護施設等を退所した子どもを多方面からサポートしていくことを目的として、①当事者の日常サポート、②出張サポート、③当事者交流サポート、④周知・啓蒙活動、⑤退所に向けたサポートなどを実施した。「当事者の日常サポート」では、「ひだまりサロン」の利用者に相談支援を行うとともに、就労支援や学習支援を実施した。相談支援の体制は、サロンに社会福祉士やスクールカウンセラー、児童相談所の元職員を配置し、来所や電話による相談に対応している。

「相談内容は、人とのコミュニケーションがうまくいかないといった友人や職場など人間関係の相談がほとんど、最近は寂しさから望まない妊娠をしたシングルマザーの女性当事者も多いことから、子育てに関する相談も増えています。このような状況に置かれた当事者は制度や支援策を知らないことが多いので、情報伝えていくのですが、相談内容に応じて行政や医療機関、他の福祉団体と連携し、生活保護の受給や精神科の受診などにつないでいくケースもあります」。

関係団体と連携し、 就労支援に取り組む

就労支援の取り組みでは、社会経験が乏しくコミュニケーションを苦手とする利用者が多いことから、就労の準備段階としてサロンで手芸体験やソーシャルスキルトレーニングを実施。就労への意欲が高まった利用者に対し、一人ひとりの適性に合った就労支援を行う若者サポートセンターをはじめ、発達障害のある利用者には発達障害支援センターなどを通じて職業訓練を行っている。

「就労に結びつけるのはなかなか難しいのですが、就職できたとしても児童養護施設を退所した子どもの離職率は非常に高いという問題があります。その理由としては、社会経験が少ないことや、極端な場合『この仕事しかなかった』ということで就職したため、自分の希望した仕事ではないことがあげられます。なかには就職した職場で理解のある人に出会ったり、働き甲斐を感じることもありますが、私の経験上、半年ほどで辞めてしまう人が大半です。もし家庭があれば、この経験を活かし再出発すればいいのですが、そのような場所のない子どもたちは、生きていくためにさらに条件の悪い仕事に就かざるを得ないという現実がありますので、しっかりと再出発を支えてあげることが重要になります」。

そのほか、「当事者の日常サポート」では、低学歴で仕事を得られない状況を改善するため、中卒の利用者を対象に学習支援を実施し、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指したが、就労に向けて学習意欲はあるものの、日々



この著作物は著作権法、国際条約およびその他の知的財産権に関する法律や条約によって保護されています。版權者（独立行政法人福祉医療機構）ならびに著作権者の許可を得ない複製（コピー）、再配布を、固くお断りいたします。

の生活に追われて定期的に参加することが難しい利用者もいたという。

「出張サポート」で利用者の自宅訪問や同行支援を実施

「出張サポート」の取り組みとしては、心身に障害のある人やサロン活動を通じて支援が必要と判断した人に対し、自宅へ訪問して安否確認や生活指導を行うほか、同行支援を実施した。

安否確認では、主にひきこもり状態になっている利用者の自宅を訪問し、相談を受けたら、生活のアドバイスをしているが、いわゆるゴミ屋敷状態になっているケースも少なくないため、スタッフやボランティアに協力してもらい清掃も行っている。なかにはリストカットなどの自傷行為をする当事者もいるため、未然に防げるよう定期的に寄り添いながら見守る必要があるという。



「出張サポート」では、ひきこもり状態にある利用者の自宅を訪問し、安否確認や部屋の清掃を行った



同じ境遇にある当事者同士のつながりをつくるため、季節ごとのイベントを開催

「そのほかにも、虐待を受けたことのある女性は自分の子どもにも虐待をしてしまうケースが多いことから、シングルマザーの見守りでは細心の注意を払う必要があります。当然ながら、虐待がみられれば児童相談所につなぎ、子どもを保護しなければなりません。子どもを取り上げられた母親は自殺をする可能性が高まります。それこそ朝昼晩にとどまらず泊まりも含め、継続的に見守り続けることで虐待を未然に防げるかをしっかりと見極め、その要因となることを取り除いてあげることが非常に大切になります。自傷行為も同様です」。

また、同行支援では、主に行政や住まいの手続きをはじめ、医療機関の受診や買い物支援などにも利用されており、1カ月当たり延べ38人に対して支援を行った。

「ひだまりサロン」の延べ利用者数

(平成27年4月～28年3月)

	来所	電話相談	同行・訪問支援	メール等	計
平成27年 4月	18	74	26	11	129
5月	22	63	34	4	123
6月	12	65	46	3	126
7月	27	59	41	2	129
8月	19	47	37	14	117
9月	17	46	41	15	119
10月	29	55	42	5	131
11月	47	43	35	3	128
12月	25	44	35	1	105
平成28年 1月	31	40	38	6	115
2月	53	47	34	9	143
3月	58	48	48	4	158
合計	358	631	457	77	1523

未成年で身寄りのない当事者にとって、住まいを借りる際に保証人のあてがないため、佐藤理事長が保証人代わりになることも少なくないが、そのようなケースでも住まいの契約には苦労があるという。

「例えば、就労が困難な精神疾患のある当事者が生活保護を受給してアパートを借りようとすると、生活保護の申請窓口では、一旦受理されるものの『まず住まいを決めてください』といわれます。一方、不動産屋にいくと『生活保護の受給が確定すれば契約できます』というケースが多くあります。もう少し柔軟に対応できるようになってほしいと感じています」。

そのほかにも、「当事者交流サポート」として、児童養護施設等を退所した同じ境遇にある当事者同士のつながりをつくることを目



「周知・啓蒙活動」の取り組みでは、児童養護施設等を退所した子どもの現状や社会的養護の理解を深めることを目的にシンポジウムを開催するとともに、「発達障害とソーシャルスキルトレーニング」をテーマにした研修会を実施した。

平成28年2月に開催した「子ども虐待と社会的養護を考える」ことをテーマにしたシンポジウムでは、児童養護施設や医療機関、行政の職員、一般市民など120人の参加者を集めた。シンポジウムのプログラムは、児童精神科医による基調講演のほか、実際に退所後のアフターケアに取り組んでいる支援団体やジャーナリストなどによるパネルディスカッションを行い、現状や課題、必要な支援について周知することにつながった。

シンポジウムや研修会を開催し 現状や必要な支援を周知

的に、クリスマス会など季節ごとのイベントを定期的に開催している。

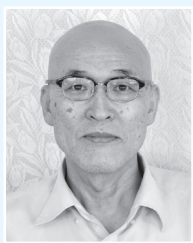


「発達障害とソーシャルスキルトレーニング」をテーマにした研修会には、児童養護施設や教育機関、行政の職員など36人が参加した

「個人対個人」の 関係性をつくることが重要

一般社団法人ヤング・アシスト

理事長 佐藤 昌明氏



これまで「ひだまりサロン」を運営し、児童養護施設等を退所した子どものアフターケアに取り組んできましたが、子どもたちの孤立や自己否定を解消するためには、誰かが見守り続ける必要があります。ただ一方で、サロンがあるだけではなかなか解決できないだろうと感じています。これは児童養護施設等でも同様で、施設とつながるよりも「あの職員がいるから安心できる、相談したい」というように、最終的には「個人対個人」の関係性をつくるのが重要だと考えています。

今後は、このような「個人と個人」を結びつけていくためにも、子どもに寄り添ってくれる人たちとの関係を地域社会のなかでつくる必要がありますが、現在は高齢化でさまざまな人生を経験し、人の役に立ちたいと考えている高齢者が増えているので、そのような人たちとのネットワークづくりにも取り組んでいきたいと考えています。

さらに、助成事業では「退所に向けたサポート」として、児童養護施設に入所している高校3年生を対象に、退所後に自立した生活を送るために必要な知識を学ぶ講義を行っており、県内8カ所にある児童養護施設を通して呼びかけたところ、8人が参加した。

講義では施設を退所する子どもの支援に取り組んでいるNPO法人の研修スタッフを講師に招き、冊子『ひとり暮らしハンドブック 巣立ちのための60のヒント』をテキストに、金銭管理をはじめ、退所後に働くことや一人暮らしをしていく心構えなどについて学んだ。そのほかにも「ひだまりサロン」で取り組んでいるアフターケアについて紹介したほか、県内の児童養護施設に入所しているすべての高校3年生に同法人の名刺を配布し、「サロン」の周知を図った。

助成事業の成果について佐藤理事長は、サロン活動を通じて利用者との関係性を構築し、同行支援などによりこれまでつながっていなかった必要な支援に結びつけることができたことをあげている。また、課題については、サロンの運営を安定させていくためにも、今後は行政との連携を強化していきたいとしている。

児童養護施設を退所した子どもたちを多方面からサポートする「ひだまりサロン」のような取り組みが、全国に広がるのが期待される。

WAMからひと言

支援を必要とする社会的養護修了者等の個々の状況の把握に努め、個別の支援策を構築している点を高く評価します。WAM助成で2年間継続して取り組んだことで、利用者の増加や「困った時に助けてくれる場所」という認知が広がっており、今後も事業の継続が望まれます。

NPO等の民間福祉活動への
応援よろしくお願いします！

寄付金のお願い

当機構では
寄付金を募集しています

お問合せ先：03-3438-0211（総務部総務課）



社会福祉振興
助成事業に関する
お問い合わせ

●NPO リソースセンター

NPO 支援課（助成事業の相談・募集、NPO の融資相談等）

TEL：03-3438-4756

NPO 振興課（助成事業の広報、事業評価等）

TEL：03-3438-9942 FAX：03-3438-0218（共通）

